

# 北海道開発局 建設業法令遵守推進本部活動方針 [令和5年度]

## 具体的方針

### 1. 立入検査等の実施

元請・下請の対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るため、立入検査等を実施し、必要に応じて注意喚起・指導監督等を行い、法令遵守、請負契約の適正化に向けた取組を促す。なお、今年度は次に掲げる「重点事項」に基づきモニタリング調査を中心に実施する。

#### (重点事項1) 著しく短い工期の禁止

工期に関する基準が工期設定にあたってどのように考慮されたかを確認するとともに、過去の同種類工工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果としての時間外の労働時間状況等について調査を実施。さらに、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が建設業に適用されることを踏まえ、今年度は、北海道労働局と連携して、適正な工期の確保に特化した調査を実施。

#### (重点事項2) 技能労働者への適切な水準の賃金支払い

適正な請負代金での契約締結がなされるよう標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の実施状況、代金の支払い状況等について調査を実施。

#### (重点事項3) 価格転嫁

適正な価格設定及び適切な協議がなされるよう、請負契約における請負代金の変更に関する規定の適切な設定・運用状況について調査を実施。

#### (重点事項4) 低価格受注工事における下請取引状況の確認

特に公共工事における低価格受注工事については、入札にあたっての価格設定及び積算単価の考え方、下請契約における下請負人との協議の実施状況や代金の支払い状況等について調査を実施。

#### (重点事項5) 下請代金の支払手段

下請負人への代金の支払いのうち労務費相当分の支払い状況等について調査を実施。

### 2. 建設業の法令遵守に関する周知等

「建設業法令遵守ガイドライン」等、建設業の法令遵守に関する取組を様々な機会を捉えて周知を図る。また、時間外労働の上限規制に対応するためには、公共発注機関である市町村や民間発注者にも「著しく短い工期の禁止」を意識してもらう必要があることから、今年度は、市町村に対しては北海道公共工事契約業務連絡協議会など各種会議の場において、民間発注者に対しては直接訪問し適正な工期設定を行うよう要請する。

### 3. 各種相談窓口における法令違反情報の収集等

駆け込みホットライン等重要な情報収集窓口の積極的な活用を促すため、講習会や意見交換会等の様々な機会を活用し、各種相談窓口の周知に努める。

### 4. 建設業取引適正化推進期間の実施等

今年度も昨年度に引き続き10～12月を推進期間に位置付け、建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図る。

### 5. 関係機関との連携

北海道及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

### 6. その他

元請・下請間におけるトラブルや苦情相談等に応じられる「建設業取引適正化センター」について、あらゆる機会を通じ、一層周知する。